

エコアクション21

環境経営レポート

2024版



活動期間 2023年09月01日 ～ 2024年08月31日

南條工業株式会社

2024年12月02日発行

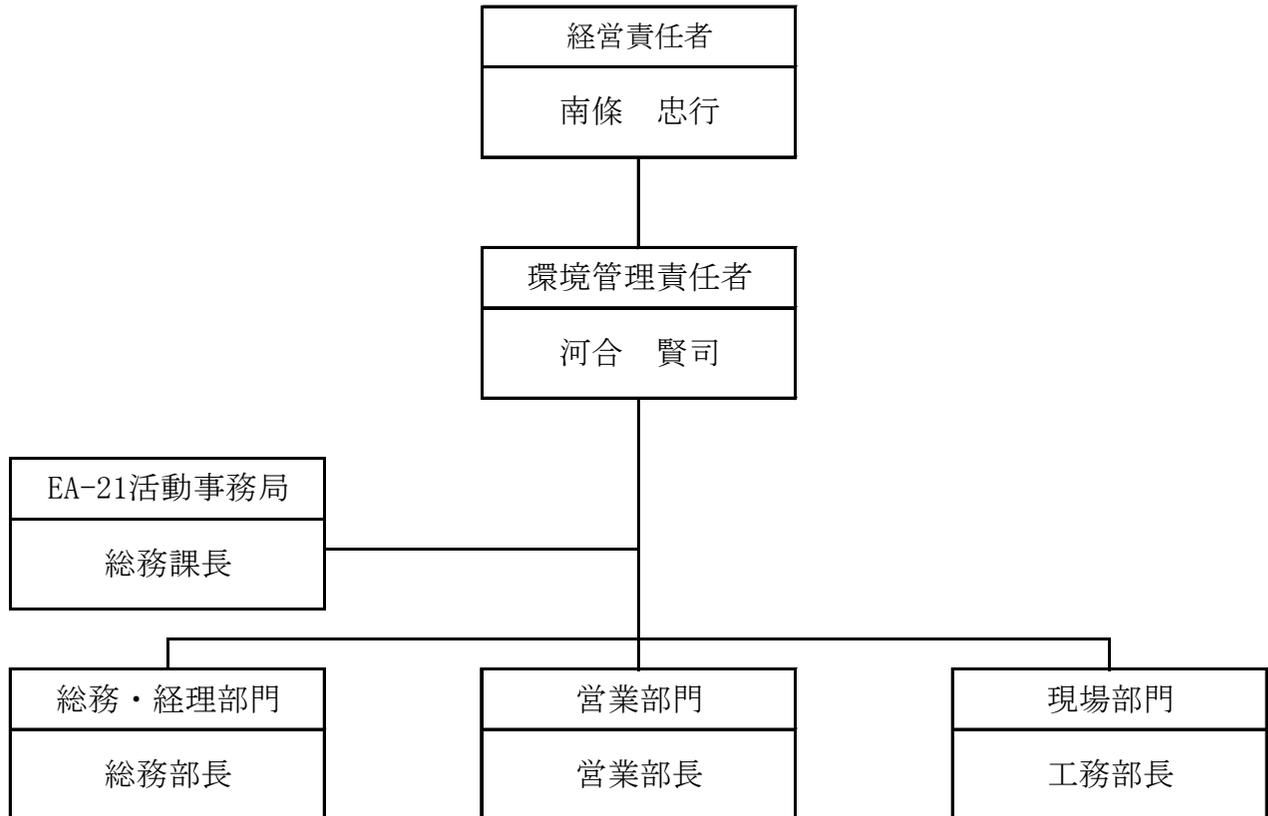
目 次

I ・ 組織の概要	2
II ・ 実施体制	3
III ・ 環境経営方針	4
IV ・ 環境経営目標	5
V ・ 環境経営計画に基づき実施した取り組み内容	6
VI ・ 環境経営目標の実績・取組結果	7
VII ・ 環境経営計画の取組結果とその評価、及び次年度の環境経営計画	8
VIII ・ 当初の取組み	9
IX ・ 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、 訴訟などの有無	10
X ・ 代表者による全体の評価と見直し・指示	11

I・組織の概要

- 1・事業所名 南條工業株式会社
本社 静岡県静岡市駿河区西脇1086番地の1
資材置場 静岡県静岡市葵区南沼上3-1-20
- 2・代表者名 代表取締役 南條 忠行
- 3・環境管理責任者氏名 工務部 部長 河合 賢司
EA21担当者 総務部 大橋健太郎
- TEL 054-281-2101
FAX 054-284-0144
E-mail nanjyo@tokai.or.jp
- 4・事業内容 ※ 静岡県知事許可（特一 5）第3733号 有効年月日 令和10年7月31日
土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業
水道施設工事業、解体工事業
※ 静岡県知事許可（般一 5）第3733号 有効年月日 令和10年7月31日
管工事業
- 5・事業規模 資本金 5,000 万円
年間売上高 22,410 万円 2024年度
従業員数 12 名
事業所床面積 300 m²
資材置場面積 3,000 m²
- 6・事業年度 9月1日 ～ 翌年 8月31日
- 7・対象範囲 対象組織 南條工業株式会社（全社で取得）
本社及び資材置場
対象活動 土木工事業、とび・土工等

II・実施体制



<環境管理組織における機能>

経営責任者

- ① 環境経営全般に対する責任と権限
- ② 環境経営方針の作成と社員への周知
- ③ 実施体制の構築
- ④ 全体の評価と見直し
- ⑤ 経営の課題のチャンスの明確化

環境責任者

- ① 環境経営活動の推進
- ② 環境経営目標及び環境経営計画の作成
- ③ 環境経営推進会議の実施
- ④ 経営者への進捗報告

EA-21活動事務局

- ① 各部門のデータのまとめ
- ② 環境経営計画の予実績管理
- ③ 環境負荷・環境への取組みの自己チェックの実施
- ④ 環境管理責任者補佐
- ⑤ 環境関連法規等最新版管理
- ⑥ 文書・記録の管理

各部門

- ① 環境経営計画の実施
- ② 月別部門データの集積・報告
- ③ 問題点の把握と是正の実施

Ⅲ・環境経営方針

『企業理念』

南條工業株式会社は、建設業を行う事業所として、事業活動における環境への配慮を意識し、環境負荷が地球環境に多大な影響を及ぼしていることを認識し、自然を利用した再生可能なエネルギーに転換できる時期に向けて、環境の負荷を軽減し、全社員が資源循環型社会の一員として社会に貢献できるよう事業活動に取り組みます。

『行動方針』

- 1・事業活動が環境に与える影響を把握し、環境保全に視点を置いた活動を推進いたします。
 - ① CO2削減の為の省エネ活動に取り組みます。
 - ② 廃棄物の削減活動と再資源化推進の活動に取り組みます。
 - ③ 水資源を有効活用し、節水に努めます。
 - ④ 発注者に対し、常に環境に配慮した施工提案を積極的に行います。
 - ⑤ 建設リサイクル法による適正処理を行います。
- 2・環境に配慮した活動の目標を設定し、環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実施状況を定期的に確認・評価し、環境経営のシステムを継続的に改善します。
- 3・環境に関する法規制及び協定を遵守します。
- 4・地域社会と連携した環境保全活動を行い、地域と環境保全のコミュニケーションを図っていきます。
- 5・全社員が環境経営方針を理解し、周知徹底するための必要な教育を計画的に行い、環境問題への意識向上を図ります。

平成24年11月01日 制定
2019年09月20日 改定
南條工業 株式会社
代表取締役 南條 忠行

IV・環境経営目標

環境経営目標・中長期目標

項目	環境負荷	単位	2023年度 実績数値 (基準値)	2024年度 目標値 (0.5%減)	2025年度 目標値 (1.0%減)	2026年度 目標値 (1.5%減)	2027年度 目標値 (2.0%減)
全体	二酸化炭素 排出量	Kg-CO2	84,693	84,270	83,846	83,423	82,999
事務所	電気使用量	kWh	17,570	17,482	17,394	17,306	17,219
	ガソリン使用量	L	2,585	2,572	2,559	2,546	2,533
	灯油使用量	L	0	0	0	0	0
	一般廃棄物 排出量	t	0.220	0.219	0.218	0.217	0.216
工事現場	電気使用量	kWh	16,800	16,716	16,632	16,548	16,464
	ガソリン使用量	L	7,380	7,343	7,306	7,085	7,011
	軽油	L	18,750	18,656	18,563	18,469	18,375
	混合産業廃棄物	t	10.00	9.95	9.90	9.85	9.80
	環境配慮工事 への取組	件	全件	全件	全件	全件	全件

- 1・ 主要な環境負荷である二酸化炭素排出量については、2023年度実績値を基準に毎年0.5%ずつ削減し、2027年度は2%削減を目標とする。
- 2・ 環境配慮工事への取組
 - ◎ 工期短縮を目指す取組
 - ◎ 環境に配慮した建設機械の使用
- 3・ 水の使用量については、現場環境に左右されるため、目標として入れておりません。

V・環境経営計画に基づき実施した取り組み内容

環境経営の項目		取組内容	期間	責任者	実施部門
二酸化炭素の排出量の削減	化石燃料の削減	全車両のエコドライブの周知	通年	総務部長 工務部長	総務部 営業部 工務部
		アイドリングストップ	通年		
		不要な荷物の撤去	通年		
		適正なエンジン回転数	通年		
		安全運転管理者による運転手自覚向上講習	毎月		
		現場使用発電機の稼働削減	通年		
	購入電気	冷暖房の温度設定 暖房23℃ 冷房25℃	4月～5月を除く	総務部長	総務部 営業部 工務部
		使用しないOA機器の電源OFF	通年		
		昼休み、照明OFF	通年		
		ブラインドカーテンの全開上	通年		
販売電気	太陽光発電	通年			
廃棄物の排出量削減	一般廃棄物	裏紙の使用	通年	総務部長 工務部長	総務部 営業部 工務部
		コピー用紙の両面印刷	通年		
		FAXのPDF化	通年		
		電子媒体によるペーパーレス化	通年		
	混合廃棄物	廃棄物とリサイクル品の分別	通年	工務部長	工務部
グリーン購入	事務用品	文具品等のグリーン購入を推進する	通年	総務部長	総務部・営業部・工務部
環境配慮型工事への取組	工事現場	環境配慮型建設機械の使用など	通年	工務部長	工務部
水の効率的利用及び節水	事務所 工事現場	漏水の定期的点検現場利用水は、付近の河川又は側溝水を使用	通年	総務部長・工務部長	総務部・営業部・工務部

VI・環境経営目標の実績・取組結果

項目	環境負荷	単位	2023年度 基準値	2023年09月1日 ～ 2024年08月31日 0.5%削減目標	2023年09月1日 ～ 2024年08月31日 実績	対比 増減率	判定 3%削減
全体	二酸化炭素排出量	Kg-CO2	84,693	84,270	81,499	-3.8%	◎
事務所	電気使用量	kWh	17,570	17,482	17,030	-3.1%	◎
	ガソリン使用量	L	2,585	2,572	2,530	-2.1%	◎
	灯油使用量	L	0	0	0	0.0%	◎
	一般廃棄物排出量	t	0.220	0.219	0.210	-4.5%	◎
工事現場	電気使用量	kWh	16,800	16,716	14,000	-16.7%	◎
	ガソリン使用量	L	7,380	7,343	6,905	-6.4%	◎
	軽油	L	18,750	18,656	18,680	-0.4%	△
	混合廃棄物	t	10.00	9.95	8.00	-20.0%	◎
	環境配慮型工事への取組	件	全件	全件	全件	100%	◎

中部電力排出係数 0.421 を適用

(結果・評価) 2024年度

- ・全体の二酸化炭素排出量を目標削減より削減することが出来た。
- ・工事現場におけるガソリン・軽油の使用量について、職員、協力業者による全社的取組みによりアイドリングストップ、太陽光発電標識使用により、削減効果が表れました。
- ・環境配慮型建設機械は、全現場において導入稼働した。
- ・太陽光発電標識の活用
- ・GTL燃料の使用 現場全体使用料の40%をGTL燃料

工事現場に於けるガソリン・軽油使用量を削減することが全体の二酸化炭素排出量削減に直結するため、協力会社とともに削減努力を行った結果、目標値よりも削減することが出来ました。尚、二酸化炭素排出量には換算されていないが、GTL燃料の使用により排出量削減の効果が向上したと考えられます。全社的創意工夫する意識向上は各現場で反映されており、この行動を継続していくことで削減効果は確実に反映されていると思います。

VII・環境経営計画の取組結果とその評価、及び次年度の環境経営計画

環境経営の項目		取組内容	評価	評価内容	次年度の取組目標
二酸化炭素の排出量の削減	化石燃料の削減	全車両のエコドライブの周知	○	急加速、急停車が減り、周知が見られる。	継続
		アイドリングストップ	○	徹底されている。	継続
		不要な荷物の撤去	○	意識向上により、徹底する。	継続
		適正なエンジン回転数	○	意識向上により、徹底する。	継続
		安全運転管理者による運転手自覚向上講習	○	全職員の意識向上	継続
		現場使用発電機の稼働削減	○	作業手順を徹底する。	継続
	購入電気	冷暖房の温度設定 暖房23℃ 冷房25℃	○	各現場での設定温度を注意しながら徹底する。熱中症対策	継続
		使用しないOA機器の電源OFF	◎	徹底されている。	継続
		昼休み、照明OFF	◎	徹底されている。	継続
		ブラインドカーテンの全開上	◎	徹底されている。	継続
	太陽光発電（売電）	◎	稼働中	継続	
廃棄物の排出量削減	一般廃棄物	裏紙の使用	○	社内運用書類は、できる限り使用している。	継続
		コピー用紙の両面印刷	○	できる限り両面印刷の運用を実施している。（一部成果がある。）	継続
		FAXのPDF化	○	ある程度徹底されている。	継続
		電子媒体によるペーパーレス化	○	改善の余地あり。	取組強化
	混合廃棄物	廃棄物とリサイクル品の分別	○	職員・協力業者が一体となり取組む。	取組強化
グリーン購入	事務用品	文具品等のグリーン購入を推進する	◎	積極的に購入する。	継続
環境配慮型工事への取組	工事現場	環境配慮型建設機械の使用	○	積極的に取り組む。	継続
水の効率的利用及び節水	事務所 工事現場	漏水の定期的点検 現場利用水は、付近の河川又は側溝水を使用	○	毎月の漏水点検実施 現場での有効利用について更なる検討が必要	継続

環境経営計画の取組結果の評価と今後の方向性

※ 化石燃料の削減・購入電気の削減

社員全員で節電を意識し、熱中症に注意しながらエアコン温度調整及び照明灯消灯を心掛けた。現場状況に依存されるが、適正なエンジン回転数を維持運転することに意識を持ち、また停車駐車した場合は直ちにエンジンを停止させた。安全運転管理者による運転手自覚向上講習を定期的に継続実施する。

冬季にはウォームビズを積極的に採用しストーブなどの灯油使用を抑える。

更なる意識向上により削減に取り組む。

※ 廃棄物の排出量削減（一般廃棄物・混合廃棄物）

一般廃棄物・総務部、営業部の取組みは徹底されている。工務部については、発注者との協議により、両面印刷による書類提出に努力する。

混合廃棄物・分別、再利用可能品、リサイクル品等分別作業に更なる取組を周知徹底し、混合廃棄物の排出量削減に取り組む。

※ 環境配慮型工事の推進について

現場工程計画をさらに全社的に計画検討し、工期短縮を目指す。

環境配慮型建設機械は全現場にて使用することが出来た。協力会社と連携して継続していく。

標識類は太陽光発電システム装着機タイプを各現場導入し積極的な取組むが見られ継続していく。

景観シートを活用し現場周辺への環境調和に取り組む。

※ 水の効率的利用

現場環境に左右されるが、現場使用水は河川また側溝水の利用に取り組む。

VIII・当社の取組み



地域清掃活動
2023年10月実施



地域清掃活動
2024年6月実施



従事者環境教育
2023年12月実施



緊急事態対応訓練
2023年12月実施



建設機械 GTL燃料
2024年2月状況



建設機械 GTL燃料
2024年2月状況

IX・環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

1・環境関連法規の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反等はありませんでした。

評価日 2024年09月29日

評価者 環境管理責任者 河合 賢司

法規・条例・規則	条項	適用内容または規則基準値	備考	遵守評価	
廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第6条の2第6項	一般廃棄物の収集運搬業者への委託処理	市条例の収集・処理基準の順守	○	
	第12条第2項	産業廃棄物の適正保管	・保管基準の遵守、保管場所の表示(60cm×60cm以上掲示) ・廃棄物の悪臭・飛散防止	○	
	第12条第5項	産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	○	
	第12条第6項	運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と委託契約の締結	○	
	第12条の3第1項	manifestoの交付		○	
	第12条の3第2項	manifestoの保管	B票、5年間保管	○	
	第12条の3第3項	収集・運搬業者の管理表交付者へのmanifesto返却	B1票の90日以内の送付等	○	
	第12条の3第6項	manifestoの保管	B2, D, E票の5年間保管	○	
	第12条の3第7項	manifesto交付状況の知事報告	6月30日までに報告書提出	○	
	第12条の3第8項	管理表写しの送付がない時の適切な措置の実施	運搬又は処分業者からのB2(90日以内)D, E票8180日以内)の期間内返却	○	
	第14条第1項	産業廃棄物の収集運搬業の許可	県知事の許可	○	
	第14条第12項	産業廃棄物処理基準の遵守	産業廃棄物収集運搬業者	○	
	第14条の2	産業廃棄物の収集運搬業の許可等変更	県知事の許可	○	
	第16条	不法投棄の禁止		○	
建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	第5条	建設業者の責務	分別の励行、リサイクルの推進	○	
	第9条	対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の実施	解体工事-床面積80m ² 以上 新築・増築工事-床面積合計500m ² 以上 その他の工作物に関する工事(土木工事等-請負代金額500万円以上)	○	
	第10条	対象建設工事の発注者又は自主施工者の対象工事の届出	発注者に工事計画等を説明し工事着手7日前までに市長に届出書を提出	○	
	第12条	対象建設工事受注者の発注者への届出事項の説明		○	
	第16条	対象建設工事受注者の再資源化等の実施		○	
	第18条	対象建設工事の元請業者による発注者への特定建設資材廃棄物の再資源化工事等の完了報告	発注者への完了報告	○	
	第31条	技術管理者の設置(解体工事の監督)		○	
騒音規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	バックホ(原動機定格出力80KW以上)を使用する作業	該当なし	
	第15条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	該当なし	
振動規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	くい打機	該当なし	
	第15条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	該当なし	
浄化槽法	第10条	浄化槽の保守点検及び清掃の実施	保守点検及び定期清掃の実施	該当なし	
	第10条の2	浄化槽の使用開始報告書の提出	使用開始から30日以内に県知事へ提出	該当なし	
	第11条	指定検査機関による水質に関する検査の実施	法定検査の実施(1回/年)	該当なし	
家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引渡し、料金の支払	指定家電(テレビ・冷蔵庫他)廃棄時のリサイクル料金の支払	該当なし	
自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	第8条	使用済自動車の引渡義務		○	
	第73条	使用済自動車の引き取り業者への引渡	リサイクル料金の支払(廃車時)	○	
建設業法	第3条の1	国土交通大臣に対する一般建設業の許可の申請		○	
	第25条第1項	主任技術者の設置		○	
	第25条第2項	監理技術者の設置		○	
省エネ法	第4条	エネルギー使用量の合計が1,500L/年以上の事業者は届出	エネルギー使用量(原油換算他9)の把握	該当なし	
水道法	第25条の2	指定給水装置工事事業者の指定	給水装置工事主任技術者	該当なし	
下水道法	第12条の11	非特定事業者 水質規制		○	
河川法	第50条第1項	ダムの適正な維持、捜査、管理	ダム管理技術者	該当なし	
フロン排出抑制法	第16条	3ヶ月に1回以上の簡易点検及び記録 3年に1回以上の定期点検		○	
静岡県条例	第71条	騒音に係わる特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	鉄骨及び橋梁の組立作業	該当なし	
	第72条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	該当なし	
	第88条	振動に係わる特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	くい打機(振動規制法の特定建設作業に準ずる)	該当なし	
	第89条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	該当なし	
静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第82条	産業廃棄物管理責任者の設置		○	
	第10条	委託先の実地確認と記録の保存	現地確認記録の保管	○	
法令	環境基本法	第8条	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○
	地球温暖化対策推進法	第5条	自主努力義務、行政への協力(温室効果ガス抑制措置)	EA21の取組	○
	循環型社会形成推進基本法	第11条	廃棄物の3R及び適正処理の推進	廃棄物の分別、行政への協力(廃棄物等のうち有効な物の循環的な利用を促進)	○
	資源有効利用促進法	第4条	指定再資源化製品のリサイクルへの協力(適正廃棄)	パソコン、小型二次電池等の廃棄時	○
	グリーン購入法	第5条	事業者の責務(国等の施策への協力等)	物品の購入、借受等する場合の環境物品等の選択	○

2・違反、訴訟等の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟はありません。

X・代表者による全体の評価と見直し・指示

南條工業株式会社			記入者氏名	代表取締役 南條 忠行
			作成年月日	2024年9月20日
見直し 関連情報	項目		確認（必要に応じ評価・コメントを記載）	
	1	エコアクション21文章	<input checked="" type="checkbox"/>	記録・文章として作成しました。
	2	環境目標及び目標達成状況	<input checked="" type="checkbox"/>	目標達成できた。次年度目標に向け取り組んでいく。
	3	環境活動計画及び取組実施状況	<input checked="" type="checkbox"/>	取組み状況は良い。
	4	環境関連法厳守状況	<input checked="" type="checkbox"/>	関係法令の厳守は出来ている。今後も引き続き厳守していく。
	5	外部コミュニケーション・対応記録	<input checked="" type="checkbox"/>	問題ありませんでした。
	6	問題点の是正・予防処置の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/>	活動状況を見て、問題点を洗出していきます。
	7	その他	<input type="checkbox"/>	
代表者による 全体の評価・ 見直しの指示	全体評価・コメント 環境経営システムの有効性、 環境への取組の適合性		現状での運営を行い、システムの有効性を確認・検討し経営メリットに繋がる取組を検証する。	
	見直し項目		変更の 必要性	変更『有』の場合の指示事項
	1	環境経営方針	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
	2	環境経営目標・評価	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	建設現場への取組をさらに重視する。
	3	環境経営計画と取組項目	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	建設現場への取組をさらに重視する。
	4	実施及び運用	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
	5	書類の作成及び計画	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
	6	取組状況の確認・評価	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	

代表者の総合評価

エコアクション21活動取組が11年目になりましたが、新たな心構えを意識し、改めて全社員の環境対策に取り組む意識の向上、実施を確認することができたことは喜ばしいことです。更に、協力業者の皆様にも同様、現場での環境対策を重点的に取組んで頂いていることに感謝申し上げます。

4週8休日制を導入定着させ、働き方改革を促進していく過程において、工期内完成の工程管理に考慮するとともに、異常気象による災害等、更なる問題点・改善点が毎年のように発生しています。

その過程において、個々の特異性、周辺環境に配慮した計画を立案し作業効率化を進め、SDGsの推進に向けての取組み、GTL燃料の使用推進等環境負荷削減に努め、環境経営を第一に考え、エコアクション21を最大限活用し、更なる環境づくりに全社で取組んでまいります。